

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
が休日、
日をとる
当たりの
翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)
大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること
とがある旨の告示(中小企業課)
- ◇ 教 委 告 示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公 安 告 示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇ 公 告 准看護婦試験の実施(医務薬事課)
- ◇ 正 誤 平成六年十二月鳥取県告示第七百九十七号中訂正
平成六年十二月鳥取県告示第七百九十九号中訂正

告 示

鳥取県告示第八百二十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定

承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
フェライト診療所	鳥取市岩倉一〇二	平成六年十二月一日
鎌沢産婦人科医院	米子市熊党一四二一七	〃
医療法人里仁会北岡病院	倉吉市明治町一〇三一五	〃
池田歯科医院	鳥取市湖山町西四丁目一〇	〃
岡本歯科医院	米子市加茂町二丁目三六	〃
中山小児科内科医院	八頭郡郡家町大字宮谷一〇六一九	平成六年十二月六日
井崎医院	鳥取市吉方温泉一丁目五六四	平成六年十二月十三日
米沢薬局	八頭郡河原町大字長瀬四五一四	平成六年十二月一日
にしむら薬局郡家店	八頭郡郡家町大字奥谷一三五一四	平成六年十二月二日
岩間薬局	倉吉市瀬崎町一七七一	平成六年十二月三日

鳥取県告示第八百二十七号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第百

九号) 第三条第二項の規定により告示する。

平成六年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称 株式会社三幸	届出に係る建物の名称 丸合羽合店	届出に係る建物の所在地 東伯郡羽合町大字長瀬七八九一
------------------	---------------------	-------------------------------

鳥取県告示第八百二十八号

赤碕町が行う土地改良事業に係る以西(大父木地)地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八十条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成六年十二月十四日から二十四日間
- 三 縦覧に供する場所
赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年八月二十二日 鳥取県指令受鳥土維第三百十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字中澤及び字宮澤

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一一五

株式会社 海南開発

代表取締役 森岡 大之郎

鳥取県告示第八百三十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成六年九月二十二日 鳥取県指令受鳥土維第三百九十四号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市湖山町南四丁目
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市南吉方一丁目六三一
株式会社 ウエルシ

代表取締役 古田 静男

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成六年十二月十三日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日時 平成六年十二月十九日(月) 午後三時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題
 - 1 鳥取県立学校管理規則等の一部改正について
 - 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成六年十二月十三日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

遊技機の種類	型 式	製 造 者 名
ぱちんこ遊技機	ショット&ショーン	株式会社三共
〃	格闘王	株式会社三星
〃	無錫旅情	〃
〃	トリアルキング	〃
〃	パーフェクトゲーム	京葉産業株式会社
〃	ウルトラダイナマイト2	〃
〃	CRウルトラダイナマイト	〃
〃	ダイバーズXX	山佐株式会社
〃	フアン フアン	株式会社モーシー販売
〃	〃	〃

公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、准看護婦試験を次のとおり実施する。

平成6年12月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 試験の日時
平成7年2月22日（水）午前10時から午後3時まで
- 2 試験の場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
鳥取市西町二丁目311 鳥取市福祉文化会館
- 3 試験科目
解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、関係法規、精神保健、基礎看護、成人看護、老人看護及び母子看護
- 4 受験資格
次の（1）から（6）までのいずれかに該当する者であること。
 (1) 文部大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成7年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
 (2) 厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者（平成7年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
 (3) 文部大臣の指定した学校において3年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者（平成7年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
 (4) 厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者（平成7年3月31日までに当該養

成所を卒業する見込みの者を含む。）

- (5) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの
- (6) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、厚生大臣の定める基準に従い鳥取県知事が適当と認められたもの
- 5 受験願書の受付期間
平成7年1月5日（木）から同月12日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
なお、郵送による場合は、平成7年1月12日までの消印のあるもの限り受け付ける。
- 6 受験願書の提出先
〒680 鳥取市東町一丁目220鳥取県福祉保健部医務課（持参又は郵送によること。）
- 7 受験願書の添付書類
 (1) 履歴書
 (2) 4の1(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（平成7年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者）にあっては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合、同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。）
 (3) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面
 (4) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとす
 る。）
 なお、その写真が本人のものに相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書（当該証明書の交付を受けることができずない者）にあっては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書その他の書面とする。この場合、当該書面は後日返付するので、430円切手をはったあて先明記の返送用封筒を同封すること。）

<p>を添付すること。</p> <p>8 受験手数料及び納付方法 受験手数料は、5,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。 なお、県外から送付する場合は、現金書留で5,500円を納付すること。</p> <p>9 合格者の発表等 平成7年3月16日(木)に、合格者の受験番号を鳥取県庁の本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、当該合格者には合格証書を交付する。</p> <p>10 その他 (1) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部医務課(電話0857-26-7190)に照会すること。 (2) 受験願書の請求、試験に関する照会等を郵便によって行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。</p>	<p>頁 段 行 誤 正</p> <p>四 下 後ろから四及び五、十六林班、十八林班及び二十林班 及び十六林班</p>
<p>正 誤</p> <p>平成六年十二月鳥取県告示第七百九十七号(県立自然公園の公園計画の決定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。</p> <p>頁 段 行 誤 正</p> <p>二 上 後ろから三及び四、十六林班、十八林班及び二十林班 及び十六林班</p> <p>平成六年十二月鳥取県告示第七百九十九号(県立自然公園の特別地域の指定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。</p>	